

第 2 章 材 料

第2章 材 料

第1節 適 用

1. 工事に使用する管材類は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、水道局が承認したもので「水道用資器材等使用承認一覧表」に掲げる製品でなければならない。なお、管材類以外で本仕様書に規定されていない材料については、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）等、またはこれに準ずる規格に適合したものでなければならない。
2. 工事に使用する材料で、承認品でないものを使用する場合、監督員との協議により別途承認を得なければならない。なお、設計図書に明示されていない仮設材料、土留め等の任意仮設についてはこの限りでない。
3. コンクリートを使用する工事においては、本仕様書に定めるもの以外は、土木学会制定の「コンクリート標準示方書」の定めるところによる。
4. 埋戻し材、路盤材及びアスファルト合材等の工事に使用する建設資材は、試験成績表等を提出し、監督員の承諾を得て使用するものとする。

第2節 機器及び工事材料の検査等

1. 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。）を受けて使用すべきものと指定された機器及び工事材料については、機器材料搬入検査申請書（様式第38号）により検査を求めなければならない。この場合、機器及び工事材料の品質を確認できる証明書を同時に提出しなければならない。
2. 受注者は、前項の機器及び工事材料のうち、製作工場において、監督員が検査を受けるように指示した機器又は工事材料の製作が完了したときは、製品（工場）検査申請書（様式第39）及び検査方案書を提出し、監督員に検査を求めなければならない。この場合、必要に応じて、公的機関又はこれに準ずる機関で実施した材料試験成績表及び検査合格書を添付するものとする。
3. 監督員は、受注者から前2項の検査を求められたときは、7日以内に応じなければならない。
4. 受注者は、工事現場内に搬入した機器及び工事材料を工事現場外に搬出するときは、工事打合簿により監督員の承諾を得なければならない。
5. 受注者は、第1項に該当しない機器及び工事材料については、自主検査を実施し、その検査結果を機器材料搬入検査報告書（様式第40）により監督員に報告しなければならない。この場合、検査状況の記録写真を同時に提出しなければならない。

第3節 材料の搬入

工事材料は、工事工程表に基づき、工事の施工に支障を生じないよう現場に搬入する。

第4節 使用材料の確認

使用材料の数量を確認し監督員に報告する。なお、確認しがたいものは、その方法について監督員と協議する。

第5節 土

2-5-1 一般事項

工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。

第6節 石

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-6-1 石材

2-6-2 割ぐり石

2-6-3 雑割石

2-6-4 雑石（粗石）

2-6-5 玉 石

2-6-6 ぐり石

2-6-7 その他の砂利、碎石、砂

第7節 骨 材

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-7-1 一般事項

2-7-2 セメントコンクリート用骨材

2-7-3 アスファルト舗装用骨材

2-7-4 アスファルト用再生骨材

2-7-5 フィラー

2-7-6 安定剤

第8節 木材

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-8-1 一般事項

第9節 鋼材

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

- 2-9-1 一般事項
- 2-9-2 構造用圧延鋼材
- 2-9-3 軽量形鋼
- 2-9-4 鋼管
- 2-9-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品
- 2-9-6 ボルト用鋼材
- 2-9-7 溶接材料
- 2-9-8 鉄線
- 2-9-9 ワイヤロープ
- 2-9-10 プレストレストコンクリート用鋼材
- 2-9-11 鉄 網
- 2-9-12 鋼製ぐい及び鋼矢板
- 2-9-13 鋼製支保工
- 2-9-14 鉄線じゃかご
- 2-9-15 コルゲートパイプ
- 2-9-16 ガードレール（路側用、分離帯用）
- 2-9-17 ガードケーブル（路側用、分離帯用）
- 2-9-18 ガードパイプ（歩道用、路側用）
- 2-9-19 ボックスビーム（分離帯用）

第10節 セメント及び混和材料

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

- 2-10-1 一般事項
- 2-10-2 セメント
- 2-10-3 混和材料
- 2-10-4 コンクリート用水
- 2-10-5 レディーミクストコンクリート

第11節 セメントコンクリート製品

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

- 2-11-1 一般事項
- 2-11-2 セメントコンクリート製品

第12節 瀝青材料

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-12-1 一般瀝青材料

2-12-2 その他の瀝青材料

2-12-3 再生用添加剤

第13節 芝及びそだ

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-13-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工埴生芝）

2-13-2 そだ

第14節 目地材料

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-14-1 注入目地材

2-14-2 目地板

第15節 塗料

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-15-1 一般事項

第16節 道路標識及び区画線

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-16-1 道路標識

2-16-2 区画線

第17節 その他

鹿児島県土木部土木工事共通仕様書のとおり

2-17-1 エポキシ系樹脂接着剤

2-17-2 合成樹脂製品

第18節 水道用資機材

2-18-1 一般事項

1. 工事に使用する水道用資機材は、さび、変形等変質のないものとする。
2. 受注者は、水道用資機材を油類等で汚さないよう清潔に保たなければならない。

3. 水道用品とし JIS 及び JWWA 等で規格されているものは表 2-1 のとおりである。
4. 給水装置の構造及び材質については、「鹿児島市水道局給水装置工事施行基準」による。

表 2-1 水道用品規格表 (2016. 10 月現在)

① J I S (日本工業規格)

J I S	
記号・番号	名 称
A 5314	ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング
B 1180	六角ボルト
B 1181	六角ナット
B 2011	青銅弁
B 2062	水道用仕切弁
B 2301	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手
B 2302	ねじ込み式鋼管製管継手
B 8410	水道用減圧弁
G 3443	水輸送用塗覆装鋼管
G 3469	ポリエチレン被覆鋼管
G 5526	ダクタイル鋳鉄管
G 5527	ダクタイル鋳鉄異形管
G 5528	ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装
K 6353	水道用ゴム
K 6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管
K 6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手

② J W W A (日本水道協会規格)

J W W A	
記号・番号	名 称
A 103	水道用濾材
A 113	ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング
A 114	水道用粒状活性炭
B 103	水道用地下式消火栓
B 107	水道用分水栓
B 108	水道用止水栓
B 110	水道用ねじ式弁筐
B 116	水道用ポリエチレン管金属触手
B 117	水道用サドル付分水栓

B 120	水道用ソフトシール仕切弁
B 121	水道用大口径バタフライ弁
B 122	水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁
B 126	水道用補修弁
B 132	水道用円形鉄蓋
B 133	水道用角形鉄蓋
B 136	水道用ポリエチレン管サドル付分水栓
B 137	水道用急速空気弁
B 138	水道用バタフライ弁
G 112	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装
G 113	水道用ダクタイル鋳鉄管
G 114	水道用ダクタイル鋳鉄異形管
G 115	水道用ステンレス鋼鋼管
G 116	水道用ステンレス鋼鋼管継手
G 117	水道用塗覆装鋼管
G 118	水道用塗覆装鋼管の異形管
G 120	水道用GX形ダクタイル鋳鉄管
G 121	水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管
K 103	水道用アルギン酸ソーダ
K 107	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）
K 108	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）
K 111	水道用ベントナイト試験方法
K 113	水道用粉末活性炭
K 115	水道用タールエポキシ樹脂塗料塗装方法
K 116	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
K 120	水道用次亜塩素酸ナトリウム
K 121	水道用ケイ酸ナトリウム溶液
K 122	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）
K 126	水道用ポリアクリルアミド
K 131	水道用硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管
K 132	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
K 134	水道用濃硫酸
K 135	水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法
K 137	水道用ねじ切り油剤
K 138	水道送・配水管更生用無溶剤型二液エポキシ樹脂塗料
K 139	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料
K 144	水道配水用ポリエチレン管
K 145	水道配水用ポリエチレン管縦手

K 146	水道用液状シール剤
K 147	水道用止水栓管
K 148	水道用レジンコンクリート製ボックス
K 150	水道用ライニング鋼管用管端防食形継手
K 153	水道用ジョイントコート
K 156	水道施設用ゴム材料
K 157	水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料塗装方法
K 158	水道用ダクタイトル铸铁管用ポリエチレンスリーブ
Q 100	水道事業ガイドライン
S 101	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤
Z 100	水道用品表示記号
Z 103	水道用バルブのキャップ
Z 108	水道用資機材一浸出試験方法
Z 110	水道用資機材一浸出液の分析方法

③ J D P A （日本ダクタイトル铸铁管協会規格）

J D P A	
記号・番号	名 称
G 1029	推進工法用ダクタイトル铸铁管
G 1042	NS 形ダクタイトル铸铁管
G 1049	GX 形ダクタイトル铸铁管
Z 2002	ダクタイトル铸铁管継手用滑剤

④ P T C （配水用ポリエチレンパイプシステム協会規格）

P T C	
記号・番号	名 称
B 21	水道配水用ポリエチレン管金属継手
B 22	水道配水用ポリエチレン挿し口付ソフトシール仕切弁
G 30	水道配水用ポリエチレン管メカニカル継手

※ 付編 9 「管布設工事完成図書作成要領」 5. 図面の構成（12）埋設物件規格で、本表に記載されている材料については、上位から優先して記入すること。